

(証券コード 2492)

2021年3月4日

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目2番3号

株式会社インフォーマート

代表取締役社長 長 尾 收

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面による事前の議決権行使をしていただき、極力、当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、来る2021年3月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階「瑞雲」
（会場が前回と異なっておりますのでご注意ください。
末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第23期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
本総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.infomart.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社、第23期定時株主総会にあたり、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。  
株主の皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### (株主の皆様へのお願い)

- ・ 書面による事前の議決権行使をしていただき、株主様の健康状態にかかわらず、極力、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

### (ご来場される株主の皆様へのお願い)

- ・ ご来場の株主様におかれましては、マスクをご着用いただきますようお願いいたします。

- ・ 当日は、受付にて検温を実施させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

- ・ 検温の結果、体温が37.5℃以上の株主様、頻繁に咳き込む株主様、体調不良とお見受けする株主様、マスクの着用および検温にご協力いただけない株主様につきましては、ご入場をお断りさせていただきますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

- ・ 開会後に頻繁に咳き込む株主様、体調不良とお見受けされる株主様につきましても、ご退出をお願いする場合がございますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

- ・ 施設内におきましては、アルコール消毒のご協力をお願いいたします。

- ・ 当社運営スタッフ等は、マスクを着用して対応させていただきます。

今後、本総会当日までに運営方法等に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.infomart.co.jp/>) にてご案内させていただきますのでご確認いただけますようお願い申し上げます。

## (添付書類)

### 事業報告

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2020年1月1日～12月31日)における我が国の経済は、国内外での需要回復を受け景気改善の動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症第三波の影響が深刻化するにつれ企業の業績不透明感が加わり、総じて慎重な姿勢が続く動きとなりました。

当社グループが主に事業を展開する国内のBtoB(企業間電子商取引)市場は、2019年のBtoB-EC市場規模が前年比2.5%増の352兆円、小売・その他サービスを除いた商取引に対する電子商取引の割合であるEC化率が前年比1.5ポイント増の31.7%と、着実に拡大が進んでおります。(経済産業省「令和元年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業(電子商取引に関する市場調査)報告書」)

このような環境下にあつて、当社グループは当連結会計年度におきまして、経営方針である、「成長と利益の両立」及び「収益源の多角化への仕掛け」に取り組みました。

「BtoB-PF FOOD事業」の「BtoBプラットフォーム 受発注」及び、「BtoB-PF ES事業」の「BtoBプラットフォーム 請求書」等の利用拡大により、当連結会計年度末(2020年12月末)の「BtoBプラットフォーム」全体の企業数(海外を除く)は、前連結会計年度末比134,952社増の522,576社、全体の事業所数(海外を除く)は、前連結会計年度末比207,752事業所増の1,032,672事業所となりました(注1)。

当連結会計年度の売上高は、「BtoB-PF FOOD 事業」の「BtoBプラットフォーム 受発注」の売り手企業の従量制(食材取引高に応じて課金)システム使用料が、新型コロナウイルスの影響で食材等の流通金額が大幅に減少したことで減少いたしました。が、「BtoB-PF ES事業」の「BtoBプラットフォーム 請求書」のシステム使用料が、業務効率化及び新型コロナウイルスの影響によるDX(デジタルトランスフォーメーション)化への関心の高まりとテレワークの進展により増加し、8,777百万円と前年度比236百万円(2.8%)の増加となりました。利益面は、売上原価における前連結会計年度(2019年9月)からの利用拡大に応じたサーバー体制の増強継続によるデータセンター費の増加、販売費及び一般管理費における事業拡大に必要な営業及び営業サポート人員の補強等による人件費の増加と利用企業数増加

に向けた販売促進費等の積極的な投下により、営業利益は1,471百万円と前年度比998百万円(40.4%)の減少、経常利益は1,457百万円と前年度比1,002百万円(40.7%)の減少、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,014百万円と前年度比680百万円(40.2%)の減少となりました。

(注1) 「BtoBプラットフォーム」全体の企業数とは、「BtoBプラットフォーム」に登録された有料及び無料で利用する企業数のうち重複企業を除いた企業数であり、全体の事業所数とは、本社・支店・営業所・店舗の合計数であります。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### ① BtoB-PF FOOD事業

「BtoBプラットフォーム 受発注」は、新型コロナウイルスの影響により、外食チェーン、ホテル等の食材仕入高が前年度比で継続的に減少したことにより、その取引先の食品卸等の売り手企業のうち、従量制（食材取引高に応じて課金）の料金体系を選択した企業のシステム使用料が減少いたしました。また、新規営業において、外食・観光業界等の苦境の影響もあり、買い手新規契約企業数が減少し、セットアップ売上高が減少いたしました。当連結会計年度末の買い手企業数は3,185社（前連結会計年度末比121社増）、売り手企業数は37,932社（同1,736社増）となりました（注2）。また、「BtoBプラットフォーム 規格書」は、食の安心・安全、アレルギー対応の意識の高まりから、各機能の利用企業数が増加いたしました。当連結会計年度末の買い手機能は806社（前連結会計年度末比72社増）、卸機能は697社（同30社増）、メーカー機能は8,112社（同964社増）となりました（注2）。

当連結会計年度の「BtoB-PF FOOD事業」の売上高は6,687百万円と前年度比139百万円(2.0%)の減少、営業利益は2,687百万円と前年度比686百万円(20.3%)の減少となりました。

#### ② BtoB-PF ES事業

「BtoBプラットフォーム 請求書」は、既存の有料契約企業の請求書電子データ化の推進により、ログイン社数が増加いたしました。請求書の新規契約企業数は、業務効率化及び新型コロナウイルスの影響によるDX化への関心の高まりとテレワークの進展により、フード業界に加え幅広い業界で堅調に拡大いたしました。当連結会計年度末の「BtoBプラットフォーム 請求書」の企業数は513,040社（前連結会計年度末比135,363社増）（注2）、その内数である受取側契約企業数は3,514社（同429社増）、発行側契約企業数は1,822社（同460社増）、合計で5,336社（同889社増）となりました（注2）。また、「BtoBプラットフォーム 商談」の買い手企業数は7,477

社（同38社増）、売り手企業数は1,424社（同104社減）となりました（注2）。

当連結会計年度の「BtoB-PF ES事業」の売上高は、「BtoBプラットフォーム 請求書」の受取・発行有料契約企業数の増加及びその稼働によりシステム使用料が増加し、2,085百万円と前年度比375百万円(22.0%)の増加、営業損失は「BtoBプラットフォーム 請求書」の事業拡大に必要な営業及び営業サポート人員の補強等による人件費の増加や利用企業数増加に向けた販売促進費等が増加し、1,218百万円（前年度は営業損失898百万円）となりました。

### ③ その他

中国・台湾での「SaaSシステム」の提供をいたしました。

当連結会計年度の「その他」の売上高は44百万円（前年度は売上高44百万円）、営業損失は4百万円（前年度は営業損失8百万円）となりました。

（注2）セグメント別の企業数は、システムを利用する企業数の全体数を表示しております。

## (2) 対処すべき課題

当社グループは、「BtoBプラットフォーム」で、取引関係のある企業と企業を、社内を、ビジネスパーソンをつないで結び、会社経営、ビジネススタイルを大きく変えるシステムを提供いたします。そして、企業や人が中心となり自然に業界の垣根を越え、国の垣根を越え、世界に広がるシステム、事業を構築し、グローバルなBtoBプラットフォーム企業を目指してまいります。

また、中期経営方針である「成長と利益の両立」、「収益源の多角化への仕掛け」に取り組み、中期的な業績目標である売上高100億円突破、営業利益30億円超、売上高営業利益率30%以上を目指してまいります。

「成長と利益の両立」につきましては、「BtoBプラットフォーム」を拡充し、これまでの成長と利益率を基本的に継続しながら、社外の経営資源も適宜取り入れ、「BtoBプラットフォーム」の価値増大に取り組んでまいります。

「収益源の多角化への仕掛け」につきましては、世界のBtoB空間を覆い尽くす当社事業の将来像の実現に向け、個々の取り組みで事業採算をとりながら、戦略的な布石を打ってまいります。

次連結会計年度（2021年1月1日～12月31日）におきましては、積極姿勢を維持しながら、コロナ禍の推移に細心の注意を払いつつ、高まるDX化のニーズを好機と捉え、中期的売上成長の加速策を優先いたします。

「BtoB-PF FOOD事業」では、外食チェーン・個店及び卸、それぞれのニーズに対応し、外食と卸間取引の電子化を促進してまいります。

「BtoB-PF ES事業」では、「BtoBプラットフォーム 請求書」の推進によって請求書の電子化拡大に総合的に取り組み、電子請求書における主導的地位の確立を図ってまいります。

上記の実現のために、利用企業数拡大に応じてサーバー体制を增強し、信頼性を維持いたします。また、主力事業に加え、新規立ち上げ・既存領域再注力に対しても開発費・販売促進費を投入し、さらに他社サービス・システムとの連携強化、利用企業への複合的なサービス、情報提供を模索してまいります。

以上の課題を当社グループ一丸となって取り組んで行くことで、更なる事業の発展に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

**(3) 設備投資等の状況**

当連結会計年度における設備投資の総額は1,450百万円であります。その主な内容は、BtoBプラットフォーム開発費1,368百万円であります。

**(4) 資金調達の状況**

該当事項はありません。

**(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(6) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

当社は、2020年7月3日付で、株式会社Goalsの新株予約権1,874個を1個あたり26,667円で取得しております。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                           | 第 20 期    | 第 21 期    | 第 22 期    | 第 23 期<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------------------|
|                               | 2017年12月期 | 2018年12月期 | 2019年12月期 | 2020年12月期           |
| 売 上 高 (百万円)                   | 6,709     | 7,639     | 8,540     | 8,777               |
| 経 常 利 益 (百万円)                 | 1,751     | 2,335     | 2,460     | 1,457               |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (百万円) | 384       | 1,552     | 1,694     | 1,014               |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円)    | 1.58      | 6.79      | 7.41      | 4.44                |
| 総 資 産 (百万円)                   | 11,178    | 12,130    | 12,943    | 13,015              |
| 純 資 産 (百万円)                   | 9,495     | 10,260    | 11,117    | 11,293              |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額 (円)      | 41.54     | 44.89     | 48.64     | 49.41               |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。  
 3. 売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切り捨てて、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、銭未満を四捨五入して表示しております。  
 4. 当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第20期の期首時点に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                        | 第 20 期    | 第 21 期    | 第 22 期    | 第 23 期<br>(当事業年度) |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|-------------------|
|                            | 2017年12月期 | 2018年12月期 | 2019年12月期 | 2020年12月期         |
| 売 上 高 (百万円)                | 6,674     | 7,596     | 8,536     | 8,773             |
| 経 常 利 益 (百万円)              | 1,811     | 2,394     | 2,457     | 1,438             |
| 当 期 純 利 益 (百万円)            | 310       | 1,498     | 1,691     | 1,017             |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円) | 1.28      | 6.56      | 7.40      | 4.45              |
| 総 資 産 (百万円)                | 11,261    | 12,157    | 12,975    | 13,018            |
| 純 資 産 (百万円)                | 9,602     | 10,308    | 11,159    | 11,328            |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額 (円)   | 42.01     | 45.10     | 48.82     | 49.56             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。  
 3. 売上高、経常利益、当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切り捨てて、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、銭未満を四捨五入して表示しております。  
 4. 当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第20期の期首時点に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

| 会社名                                | 資本金        | 当社の<br>議決権比率       | 主要な事業内容                         |
|------------------------------------|------------|--------------------|---------------------------------|
| 株式会社インフォマートインターナショナル               | 3,600万香港ドル | 100.0%             | 海外におけるBtoBプラットフォームのライセンス販売      |
| インフォマート北京コンサルティング有限公司<br>(注) 1. 3. | 296.9万米ドル  | 100.0%<br>(100.0%) | 中国におけるBtoBプラットフォームのコンサルティングサービス |
| 易通世界（北京）咨询有限公司<br>(注) 2. 4.        | 1,024万元    | 100.0%<br>[100.0%] | 中国におけるBtoBプラットフォームの提供           |

- (注) 1. 当社の議決権比率の（ ）内は間接保有割合を示しております。  
 2. 当社の議決権比率の〔 〕内は間接出資割合を示しております。  
 3. インフォマート北京コンサルティング有限公司は、株式会社インフォマートインターナショナルの子会社であります。また、24.7万米ドルの増資を行っております。  
 4. 易通世界（北京）咨询有限公司は、インフォマート北京コンサルティング有限公司の子会社であります。また、130万元の増資を行っております。  
 ※ インフォマート北京コンサルティング有限公司及び易通世界（北京）咨询有限公司について、事業の整理等の実施を予定しているため、2020年11月30日に中国・台湾におけるBtoBプラットフォームの提供を停止しました。

## (11) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

| 事業区分           | 主要サービス                                                                                   |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| BtoB-PF FOOD事業 | 日々の受発注業務を効率化する「BtoBプラットフォーム 受発注」の提供と、食の安心・安全の仕組みづくりを推進する「BtoBプラットフォーム 規格書」の提供            |
| BtoB-PF ES事業   | 企業間の請求書を電子化し、ペーパーレスを実現する「BtoBプラットフォーム 請求書」の提供と、購買・営業ツールとして商談業務を効率化する「BtoBプラットフォーム 商談」の提供 |

(12) 主要な事業所（2020年12月31日現在）

本社：東京都港区

西日本営業所：大阪府大阪市淀川区

福岡営業所（カスタマーセンター）：福岡県福岡市博多区

(13) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

| 借 入 先       | 借 入 額  |
|-------------|--------|
| 株式会社三井住友銀行  | 500百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 270百万円 |

(14) 従業員の状況（2020年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分           | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|----------------|------|-------------|
| BtoB-PF FOOD事業 | 161名 | 29名増        |
| BtoB-PF ES事業   | 122名 | 21名増        |
| その他            | 7名   | -           |
| 全社（共通）         | 215名 | 7名減         |
| 合計             | 505名 | 43名増        |

- （注） 1. 上記人員には、役員、パートタイマー、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。  
2. その他区分は、海外事業であります。  
3. 全社（共通）は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属している従業員であります。  
4. 従業員数の増加は、業容拡大に伴う採用であります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 498名 | 43名増      | 34.6歳 | 5.68年  |

- （注） 1. 上記人員には、役員、パートタイマー、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。  
2. 従業員数の増加は、業容拡大に伴う採用であります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 721,408,000株
- (2) 発行済株式の総数（注） 259,431,200株（自己株式30,862,604株を含む）
- (3) 株 主 数 5,456名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                         | 持 株 数       | 持株比率 |
|-----------------------------------------------|-------------|------|
| THE SFP VALUE REALIZATION<br>MASTER FUND LTD. | 17,343,100株 | 7.6% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                       | 14,136,900株 | 6.2% |
| 米 多 比 昌 治                                     | 12,984,200株 | 5.7% |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001    | 12,692,082株 | 5.6% |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051            | 10,847,900株 | 4.7% |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT                  | 7,847,105株  | 3.4% |
| 藤 田 尚 武                                       | 6,811,000株  | 3.0% |
| J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 384513       | 6,559,577株  | 2.9% |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行                         | 6,400,000株  | 2.8% |
| 株 式 会 社 ジ ェ フ グ ル メ カ ー ド                     | 6,400,000株  | 2.8% |

- （注） 1. 当社は、自己株式を30,862,604株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（30,862,604株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、発行可能株式総数は360,704,000株増加し、721,408,000株となり、発行済株式の総数は129,715,600株増加し、259,431,200株となっております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                     |
|-----------|---------|---------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 長 尾 收   | 株式会社インフォーマートインターナショナル 董事長                   |
| 代表取締役副社長  | 藤 田 尚 武 |                                             |
| 専 務 取 締 役 | 長 濱 修   |                                             |
| 常 務 取 締 役 | 中 島 健   |                                             |
| 取 締 役     | 大 島 大五郎 |                                             |
| 取 締 役     | 加 藤 一 隆 | 一般社団法人日本フードサービス協会 顧問<br>株式会社ジェフグルメカード 取締役会長 |
| 取 締 役     | 岡 橋 輝 和 | 山九株式会社 社外取締役<br>株式会社マーキュリアインベストメント 社外取締役    |
| 常 勤 監 査 役 | 宮 澤 等   |                                             |
| 監 査 役     | 大 川 恵之輔 | 株式会社ワイズテーブルコーポレーション 社外監査役                   |
| 監 査 役     | 垣 花 直 樹 | 株式会社イントランス 社外取締役                            |

- (注) 1. 取締役のうち加藤一隆及び岡橋輝和は、社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち大川恵之輔及び垣花直樹は、社外監査役であります。  
 3. 当社は株式会社東京証券取引所に対し、取締役 加藤一隆、岡橋輝和、監査役 大川恵之輔、垣花直樹の4名の社外役員を独立役員として届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。その責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

社外役員が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、社外役員がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負う。

### (3) 事業年度中に退任した取締役

| 地 位       | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況 | 退 任 日      |
|-----------|-------|--------------|------------|
| 常 勤 監 査 役 | 清 水 武 |              | 2020年3月27日 |

### (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 地 位                 | 支 給 人 員     | 支 給 額                   |
|---------------------|-------------|-------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役分) | 7名<br>(2名)  | 119,620千円<br>(8,400千円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役分) | 4名<br>(2名)  | 20,850千円<br>(6,600千円)   |
| 合 計<br>(うち社外役員分)    | 11名<br>(4名) | 140,470千円<br>(15,000千円) |

(注) 1. 上記の支給人員及び支給額には、2020年3月27日に退任した監査役1名が含まれております。

2. 株主総会の決議による役員報酬の総額は次のとおりであります。

取締役 年額200,000千円、監査役 年額30,000千円

(取締役：2006年3月22日定時株主総会決議)

(監査役：2005年3月29日定時株主総会決議)

#### ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

##### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は月例の確定額報酬等とし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しない。

また、取締役報酬の内容の決定に関する権限の適切な行使のための措置として、手続の公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置する。指名報酬委員会では、各取締役の報酬に関する事項の協議と、適切な報酬水準であるかの判断を行い、結果を取締役会に答申する。

##### ロ. 取締役の個人別の確定額報酬等の内容についての決定に関する方針

個人別の確定額報酬等については、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とした国内外の類似業種または同等規模の他企業との比較、及び当社の中長期経営計画を勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、株主総会において承認された総額の範囲内において取締役会にて決定する。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

| 地 位   | 氏 名     | 兼 職 先 及 び 兼 職 内 容         |
|-------|---------|---------------------------|
| 取 締 役 | 加 藤 一 隆 | 一般社団法人日本フードサービス協会 顧問      |
|       |         | 株式会社ジェフグルメカード 取締役会長       |
| 取 締 役 | 岡 橋 輝 和 | 山九株式会社 社外取締役              |
|       |         | 株式会社マーキュリアインベストメント 社外取締役  |
| 監 査 役 | 大川恵之輔   | 株式会社ワイズテーブルコーポレーション 社外監査役 |
| 監 査 役 | 垣 花 直 樹 | 株式会社イントランス 社外取締役          |

(注) 当社と各兼職先との間には重要な取引はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 地 位   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                   |
|-------|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 加 藤 一 隆 | 当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                              |
| 取 締 役 | 岡 橋 輝 和 | 当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                              |
| 監 査 役 | 大川恵之輔   | 当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会17回のうち16回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 | 垣 花 直 樹 | 当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会17回のうち16回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                               | 支 払 額    |
|-------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額        | 33,000千円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 37,081千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の合計額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の在外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障のある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

### ＜業務の適正を確保するための体制＞

当社は、取締役会において、内部統制システム基本方針について、下記のとおり決議しております。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程及び取締役会付議基準に基づき、法令、定款に定める事項、会社の業務執行についての重要事項を決定する。
- ② 代表取締役社長は、法令、定款及び規則、規程、要領等（以下「社内規程」という）に基づき、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議及び社内規程に従い職務を執行する。
- ③ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会規程に基づき取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督する。
- ④ 取締役の職務執行状況は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき監査役の監査を受ける。
- ⑤ 当社は、「理念」に基づき、取締役及び使用人がとるべき行動の基準、規範を示した「行動指針」を制定し、併せて取締役の職務執行に係るコンプライアンスについて、通報、相談を受け付ける窓口を内部通報者保護規程に基づき設置する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、人事・総務部門責任者を担当とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を文書管理規程及び職務分掌規程において定める。
- ② 責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存、管理する。また、その保存媒体に応じて、安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、当該規程に基づきリスク管理委員会を設置し、個々のリスクを認識し、その把握と管理を行い、またリスク管理責任者を決定し、管理体制を構築する。
- ② 重要ないし緊急の不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、リスク管理委員会及び顧問弁護士等を含む緊急対策委員会を組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会を毎月開催し、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行う。また、週1回、原則として社内取締役が出席する経営会議を開催し、経営会議規程に基づき、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行う。
- ② 職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程及び職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行う。
- ③ 業務管理に関しては、年度毎に予算及び事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行うほか、主要な営業係数については、日次、週次で進捗管理を行う。

**(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 取締役及び使用人がとるべき行動の基準、規範を示した「行動指針」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は就業規則に基づき厳正に処分する。また、その徹底を図るため、人事・総務部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に役職員教育等を行う。
- ② 内部監査人は、人事・総務部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に代表取締役社長及び常勤監査役に報告されるものとする。
- ③ 法令上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報者保護規程を運用、活用する。

**(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 関係会社管理規程に基づき、グループ各社の業務の円滑化と管理の適正化を図る。また、必要に応じてグループ各社への指導・支援を行う。
- ② 一定の重要事項及びリスク情報に関しては、基準を設け、当社への決裁・報告制度によりグループ各社の経営管理を行う。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。

**(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ② 当該使用人の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査役の同意を必要とする。

**(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。
- ② 代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。
- ③ 取締役及び使用人は、重大な法令、又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。
- ④ 監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
- ⑤ 監査役に報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことが確保されている。

**(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役と代表取締役社長との間に、定期的な意見交換会を設定する。
- ② 監査役は、内部監査人と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査人に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ③ 監査役は、監査の実施にあたり、必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。
- ④ 監査役の職務の執行について生ずる費用については、会社に償還する権利を有する。

**(11) 財務報告の適正性を確保するための体制**

財務報告に係る内部統制の整備、運用を継続的に行う。また、内部監査人により、内部統制の適正性を定期的に評価し、必要に応じて是正を行う。

**(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

- ① 社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの接触、不当要求等に対しては毅然とした態度で対応する方針とする。
- ② 人事・総務部門を統括部署とし、外部専門機関（管轄警察署、顧問弁護士等）と連携し情報収集を行うとともに、反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、可能な範囲内で取引先の属性及び自社株の取引状況を確認する。さらに、反社会的勢力の不当要求に対しては、外部専門機関と連携し、適切に対応できる体制を構築する。

### ＜業務の適正を確保するための体制の運用状況＞

当社は、前記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システム基本方針に基づき、適切な整備とその運用に努めております。当連結会計年度における当該体制の運用状況は以下のとおりです。

#### (1) 取締役の職務執行

- ① 取締役は、取締役会を毎月開催し、取締役及び使用人の職務執行の適正性、経営リスク又は法令及び定款等への適合性を審議しております。
- ② 監査役は、毎月の取締役会の出席を通じて、取締役の職務執行、法令、定款等の遵守、その他監査役監査基準に定める事項について監査を実施しております。

#### (2) リスク管理体制

- ① 内部監査人は、年次の内部統制評価の基本計画に基づく内部統制評価を実施し、取締役会にその結果を報告しております。
- ② 情報セキュリティ委員会は、年1回セキュリティリスクの見直しを実施し、リスク対策を検討しています。また内部監査人による内部監査を実施し、結果を社長に報告し、不適合については適切な是正措置を実施しております。

#### (3) コンプライアンス体制

当社は、使用人の日常のセキュリティ意識及びコンプライアンス意識を高めるため、新入社員研修を実施し、また派遣社員及びパート社員を含む全社員を対象とした社内研修を年1回実施しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額        | 科 目             | 金 額        |
|-------------|------------|-----------------|------------|
| ( 資 産 の 部 ) |            | ( 負 債 の 部 )     |            |
| 流 動 資 産     | 8,811,411  | 流 動 負 債         | 1,690,964  |
| 現金及び預金      | 7,055,826  | 買 掛 金           | 88,125     |
| 売 掛 金       | 1,656,647  | 短 期 借 入 金       | 770,000    |
| 貯 蔵 品       | 4,042      | 未 払 金           | 284,322    |
| そ の 他       | 122,871    | 未 払 法 人 税 等     | 112,573    |
| 貸 倒 引 当 金   | △27,977    | 子会社整理損失引当金      | 22,975     |
| 固 定 資 産     | 4,204,500  | そ の 他           | 412,967    |
| 有 形 固 定 資 産 | 201,201    | 固 定 負 債         | 31,142     |
| 建 物         | 162,792    | 資 産 除 去 債 務     | 31,142     |
| 工 具 器 具 備 品 | 38,409     | 負 債 合 計         | 1,722,107  |
| 無 形 固 定 資 産 | 2,473,477  | ( 純 資 産 の 部 )   |            |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 2,255,795  | 株 主 資 本         | 11,351,435 |
| ソフトウェア仮勘定   | 204,761    | 資 本 金           | 3,212,512  |
| そ の 他       | 12,919     | 資 本 剰 余 金       | 3,027,248  |
| 投資その他の資産    | 1,529,821  | 利 益 剰 余 金       | 5,112,203  |
| 関 係 会 社 株 式 | 250,000    | 自 己 株 式         | △529       |
| 投 資 有 価 証 券 | 563,381    | その他の包括利益累計額     | △57,631    |
| 繰 延 税 金 資 産 | 431,966    | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | △57,631    |
| 敷 金         | 281,220    | 純 資 産 合 計       | 11,293,804 |
| そ の 他       | 3,252      |                 |            |
| 資 産 合 計     | 13,015,911 | 負 債 純 資 産 合 計   | 13,015,911 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(2020年1月1日から)  
(2020年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額     | 金 額       |
|-------------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                         |         | 8,777,359 |
| 売 上 原 価                       |         | 2,694,843 |
| 売 上 総 利 益                     |         | 6,082,516 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 4,610,987 |
| 営 業 利 益                       |         | 1,471,528 |
| 営 業 外 収 益                     |         |           |
| 受 取 利 息                       | 56      |           |
| 有 価 証 券 利 息                   | 3,335   |           |
| 未 払 配 当 金 除 斥 益               | 108     |           |
| そ の 他                         | 94      | 3,595     |
| 営 業 外 費 用                     |         |           |
| 支 払 利 息                       | 3,841   |           |
| 為 替 差 損                       | 12,836  |           |
| 支 払 手 数 料                     | 604     |           |
| そ の 他                         | 74      | 17,357    |
| 経 常 利 益                       |         | 1,457,766 |
| 特 別 損 失                       |         |           |
| 子 会 社 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額     | 22,491  |           |
| 原 状 回 復 費                     | 26,500  | 48,991    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 1,408,775 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 324,247 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 70,296  | 394,543   |
| 当 期 純 利 益                     |         | 1,014,232 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 1,014,232 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から)  
(2020年12月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |           |         |             |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                     | 3,212,512 | 3,027,248 | 4,947,103 | △529    | 11,186,335  |
| 当 期 変 動 額                     |           |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                   | —         | —         | △849,132  | —       | △849,132    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       | —         | —         | 1,014,232 | —       | 1,014,232   |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 ) | —         | —         | —         | —       | —           |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | —         | —         | 165,099   | —       | 165,099     |
| 当 期 末 残 高                     | 3,212,512 | 3,027,248 | 5,112,203 | △529    | 11,351,435  |

|                               | その他の包括利益累計額  |                       | 純資産合計      |
|-------------------------------|--------------|-----------------------|------------|
|                               | 為替換算<br>調整勘定 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |            |
| 当 期 首 残 高                     | △68,749      | △68,749               | 11,117,586 |
| 当 期 変 動 額                     |              |                       |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   | —            | —                     | △849,132   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       | —            | —                     | 1,014,232  |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 ) | 11,118       | 11,118                | 11,118     |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | 11,118       | 11,118                | 176,217    |
| 当 期 末 残 高                     | △57,631      | △57,631               | 11,293,804 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3 社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社インフォマートインターナショナル  
インフォマート北京コンサルティング有限公司  
易通世界（北京）咨询有限公司

#### (2) 連結の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 持分法の適用に関する事項

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1 社
- ・ 主要な会社等の名称 I & M株式会社

#### (4) 持分法の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度から、新規に設立いたしました I & M株式会社を持分法適用の関連会社を含めております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）によっております。

関連会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産……………主に定率法を採用しております。

（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3年～31年

工具器具備品 2年～15年

##### ロ. 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における見込利用期間（5年以内）による定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権及び貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

子会社整理損失引当金……当社グループの海外子会社であるインフォマート北京コンサルティング有限公司及び易通世界（北京）咨询有限公司について、事業の整理等の実施を予定しているため当該損失を見積計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

251,530千円

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 子会社整理損失引当金繰入額

当社グループの海外子会社であるインフォマート北京コンサルティング有限公司及び易通世界（北京）咨询有限公司について、事業の整理等の実施を予定しているため当該損失を見積計上しております。

(2) 原状回復費用

当初増床を予定しておりました本社オフィスフロアについて、賃借を取りやめたことに伴い発生した一部設備の原状回復費用であります。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式  | 129,715,600株     | 129,715,600株     | -株               | 259,431,200株    |

(注) 2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより  
129,715,600株増加しております。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

##### イ. 2020年3月27日開催の第22期定時株主総会決議による配当に関する事項

| 株式の<br>種類 | 配当金の<br>総額(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|-----------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 普通株式      | 426,280        | 3.73            | 2019年12月31日 | 2020年3月30日 |

##### ロ. 2020年7月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

| 株式の<br>種類 | 配当金の<br>総額(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日     |
|-----------|----------------|-----------------|------------|-----------|
| 普通株式      | 422,851        | 1.85            | 2020年6月30日 | 2020年9月7日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの  
2021年3月25日開催の第23期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| 株式の<br>種類 | 配当の<br>原資 | 配当金の<br>総額(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|-----------|-----------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 普通株式      | 利益<br>剰余金 | 425,137        | 1.86            | 2020年12月31日 | 2021年3月26日 |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を長期的に調達し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、発行体の信用リスクが存在しております。

敷金は、主に事業所等の建物の賃借に伴うものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主にソフトウェア開発に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理の方針に従い、営業債権については、本社財務・経理部と各事業部が連携して、営業債権の回収状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社についても、当社の債権管理方針に準じ同様の管理を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行い、信用状況に応じた残高管理を行っております。なお、デリバティブ取引については取締役会決議に従って執行・管理を行っております。

また、敷金については、貸主の信用状況を定期的に把握し、賃貸借期間を適切に設定することによりリスク低減を図っております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：千円）

|           | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額     |
|-----------|----------------|-----------|--------|
| ①現金及び預金   | 7,055,826      | 7,055,826 | —      |
| ②売掛金      | 1,656,647      |           |        |
| 貸倒引当金(*1) | △27,977        |           |        |
|           | 1,628,670      | 1,628,670 | —      |
| ③投資有価証券   |                |           |        |
| 満期保有目的の債券 | 510,907        | 511,450   | 543    |
| ④敷金       | 281,220        | 275,251   | △5,969 |
| 資産計       | 9,476,623      | 9,471,197 | △5,426 |
| ①買掛金      | 88,125         | 88,125    | —      |
| ②短期借入金    | 770,000        | 770,000   | —      |
| ③未払金      | 284,322        | 284,322   | —      |
| ④未払法人税等   | 112,573        | 112,573   | —      |
| 負債計       | 1,255,020      | 1,255,020 | —      |

(\*1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

④敷金

敷金の時価については、返済予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いて算定しております。

負債

①買掛金、②短期借入金、③未払金、④未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 252,500    |
| 新株予約権 | 49,973     |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| 区 分                 | 1年以内      | 1年超5年以内 | 5年超     |
|---------------------|-----------|---------|---------|
| 現金及び預金              | 7,055,826 | —       | —       |
| 売掛金                 | 1,628,670 | —       | —       |
| 投資有価証券<br>満期保有目的の債券 | —         | 500,000 | —       |
| 敷金                  | 9,951     | —       | 271,269 |

4. 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| 区 分   | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 短期借入金 | 770,000 | —           | —           | —           | —           | —   |

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 49円41銭

(2) 1株当たり当期純利益 4円44銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

- ・純資産の部の合計額 11,293,804千円
- ・純資産の部の合計額から控除する金額 一千円
- (うち非支配株主持分) (一千円)
- ・普通株式に係る期末の純資産額 11,293,804千円
- ・普通株式の発行済株式総数 259,431,200株
- ・普通株式の自己株式数 30,862,604株
- ・1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 228,568,596株

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

- ・親会社株主に帰属する当期純利益 1,014,232千円
- ・普通株主に帰属しない金額 一千円
- ・普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 1,014,232千円
- ・期中平均株式数 228,568,596株

#### 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

#### 11. その他の注記

(追加情報に関する注記)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大により飲食店等の営業自粛や休業が影響し、当社グループでは「BtoB-PF FOOD事業」のうち「BtoBプラットフォーム 受発注」の売り手企業の従量制（食材取引高に応じて課金）システム使用料が減少するなどの影響が出ています。

当社グループでは、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性について、新型コロナウイルス感染症の影響が短期では終息しないと仮定のもと、見積り及び判断を行っていますが、当連結会計年度において固定資産の減損の兆候は識別しておらず、また繰延税金資産の回収可能性については、見直しは不要であると判断しています。

なお、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定と異なる可能性があります。

# 貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
|-------------|------------|---------------|------------|
| ( 資 産 の 部 ) |            | ( 負 債 の 部 )   |            |
| 流 動 資 産     | 8,793,233  | 流 動 負 債       | 1,659,272  |
| 現金及び預金      | 7,027,720  | 買 掛 金         | 88,125     |
| 売 掛 金       | 1,656,947  | 短 期 借 入 金     | 770,000    |
| 貯 蔵 品       | 4,042      | 未 払 金         | 277,391    |
| 前 渡 金       | 1,631      | 未 払 費 用       | 175,013    |
| 前 払 費 用     | 69,822     | 未 払 法 人 税 等   | 112,529    |
| そ の 他       | 61,045     | 前 受 金         | 49,786     |
| 貸 倒 引 当 金   | △27,977    | 預 り 金         | 100,032    |
| 固 定 資 産     | 4,225,641  | そ の 他         | 86,393     |
| 有 形 固 定 資 産 | 200,974    | 固 定 負 債       | 31,142     |
| 建 物         | 162,792    | 資 産 除 去 債 務   | 31,142     |
| 工 具 器 具 備 品 | 38,182     |               |            |
| 無 形 固 定 資 産 | 2,496,047  | 負 債 合 計       | 1,690,415  |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 2,278,366  | ( 純 資 産 の 部 ) |            |
| ソフトウェア仮勘定   | 204,761    | 株 主 資 本       | 11,328,459 |
| 特 許 権       | 2,569      | 資 本 金         | 3,212,512  |
| 商 標 権       | 9,654      | 資 本 剰 余 金     | 3,027,248  |
| そ の 他       | 695        | 資 本 準 備 金     | 2,649,287  |
| 投資その他の資産    | 1,528,619  | その他資本剰余金      | 377,960    |
| 投資有価証券      | 563,381    | 利 益 剰 余 金     | 5,089,227  |
| 関係会社株式      | 250,000    | 利 益 準 備 金     | 5,241      |
| 関係会社長期貸付金   | 258,022    | その他利益剰余金      | 5,083,986  |
| 長期前払費用      | 252        | 繰越利益剰余金       | 5,083,986  |
| 繰延税金資産      | 431,966    | 自 己 株 式       | △529       |
| 敷 金         | 280,018    |               |            |
| そ の 他       | 3,000      | 純 資 産 合 計     | 11,328,459 |
| 貸 倒 引 当 金   | △258,022   |               |            |
| 資 産 合 計     | 13,018,874 | 負 債 純 資 産 合 計 | 13,018,874 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（2020年1月1日から  
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目                     | 金 額     | 金 額       |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 8,773,383 |
| 売 上 原 価                 |         | 2,709,814 |
| 売 上 総 利 益               |         | 6,063,569 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 4,594,953 |
| 営 業 利 益                 |         | 1,468,616 |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 37      |           |
| 有 価 証 券 利 息             | 3,335   |           |
| 未 払 配 当 金 除 斥 益         | 108     |           |
| そ の 他                   | 85      | 3,566     |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 3,841   |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 29,398  |           |
| 為 替 差 損                 | 39      |           |
| そ の 他                   | 74      | 33,353    |
| 経 常 利 益                 |         | 1,438,830 |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 原 状 回 復 費 用             | 26,500  | 26,500    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 1,412,330 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 324,247 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 70,296  | 394,543   |
| 当 期 純 利 益               |         | 1,017,786 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |          |           |           |                     |           |
|-------------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|---------------------|-----------|
|                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |          |           | 利 益 剰 余 金 |                     |           |
|                               |           | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金計    | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金計    |
| 当 期 首 残 高                     | 3,212,512 | 2,649,287 | 377,960  | 3,027,248 | 5,241     | 4,915,332           | 4,920,573 |
| 当 期 変 動 額                     |           |           |          |           |           |                     |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   | —         | —         | —        | —         | —         | △849,132            | △849,132  |
| 当 期 純 利 益                     | —         | —         | —        | —         | —         | 1,017,786           | 1,017,786 |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 ) | —         | —         | —        | —         | —         | —                   | —         |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | —         | —         | —        | —         | —         | 168,653             | 168,653   |
| 当 期 末 残 高                     | 3,212,512 | 2,649,287 | 377,960  | 3,027,248 | 5,241     | 5,083,986           | 5,089,227 |

|                               | 株 主 資 本 |                | 純資産合計      |
|-------------------------------|---------|----------------|------------|
|                               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |            |
| 当 期 首 残 高                     | △529    | 11,159,805     | 11,159,805 |
| 当 期 変 動 額                     |         |                |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   | —       | △849,132       | △849,132   |
| 当 期 純 利 益                     | —       | 1,017,786      | 1,017,786  |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 ) | —       | —              | —          |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | —       | 168,653        | 168,653    |
| 当 期 末 残 高                     | △529    | 11,328,459     | 11,328,459 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）によっております。
- ②子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。
- ③その他有価証券  
時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産……………定率法を採用しております。  
（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。）  
（主な耐用年数）

|        |        |
|--------|--------|
| 建物     | 3年～31年 |
| 工具器具備品 | 2年～15年 |
- ②無形固定資産……………定額法を採用しております。  
なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における見込利用期間（5年以内）による定額法を採用しております。  
特許権については主に8年で償却しております。  
商標権については主に10年で償却しております。

#### (4) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権及び貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。

#### (5) 退職給付に係る会計処理の方法

- 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

#### (6) 消費税等の会計処理

- 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

- 該当事項はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

- 該当事項はありません。

#### 4. 会計上の見積りの変更に関する注記

重要な記載事項はありません。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 251,314千円

#### 6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引高 91千円

営業取引以外の取引高 29,398千円

(2) 原状回復費用

当初増床を予定しておりました本社オフィスフロアについて、賃借を取りやめたことに伴い発生した一部設備の原状回復費用であります。

#### 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度<br>期 首 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>増 加 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>減 少 株 式 数 | 当 事 業 年 度 末<br>株 式 数 |
|-----------|------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|
| 普 通 株 式   | 15,431,302株            | 15,431,302株            | －株                     | 30,862,604株          |

(注) 当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、自己株式数が15,431,302株増加しております。

#### 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 14,134千円

前受金 13,942千円

未払事業所税 2,455千円

減価償却超過額 278,032千円

繰延資産償却超過額 2,229千円

投資有価証券評価損 12,247千円

関係会社株式評価損 5,843千円

貸倒引当金繰入限度超過額 87,573千円

資産除去債務 9,535千円

減損損失 108,621千円

その他 10,123千円

繰延税金資産小計 544,740千円

評価性引当額 △106,633千円

繰延税金資産合計 438,106千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 6,139千円

繰延税金負債合計 6,139千円

繰延税金資産の純額 431,966千円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の<br>名称                   | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                 | 取引金額<br>(千円) | 科目                      | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------------------------|----------------------------|---------------|-----------------------|--------------|-------------------------|--------------|
| 子会社 | 株式会社インフォ<br>マートインターナ<br>ショナル | 所有<br>直接 100.0             | 役員の兼任         | 運転資金等の貸付<br>(注) 1. 2. | 29,398       | 関係会社<br>長期貸付金<br>(注) 3. | 258,022      |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社が株式会社インフォマートインターナショナルの運転資金等として貸付を行ったものであります。
2. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 子会社への貸倒懸念債権等に対し、当事業年度において合計29,398千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。なお、貸倒引当金残高は、合計258,022千円となっております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 49円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 4円45銭  |

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

- |                           |              |
|---------------------------|--------------|
| ・純資産の部の合計額                | 11,328,459千円 |
| ・純資産の部の合計額から控除する金額        | －千円          |
| ・普通株式に係る期末の純資産額           | 11,328,459千円 |
| ・普通株式の発行済株式数              | 259,431,200株 |
| ・普通株式の自己株式数               | 30,862,604株  |
| ・1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 | 228,568,596株 |

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ・当期純利益        | 1,017,786千円  |
| ・普通株主に帰属しない金額 | －千円          |
| ・普通株式に係る当期純利益 | 1,017,786千円  |
| ・期中平均株式数      | 228,568,596株 |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. その他の注記

(追加情報に関する注記)

「連結注記表 11. その他の注記（追加情報に関する注記）」に記載しているため、注記を省略しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年2月12日

株式会社インフォーマート

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 阪 田 大 門 ⑩ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 瀧 野 恭 司 ⑩ |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インフォーマートの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォーマート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月12日

株式会社インフォマート

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 阪 田 大 門 ⑩ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 瀧 野 恭 司 ⑩ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インフォマートの2020年1月1日から2020年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### （3）連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月12日

|             |      |
|-------------|------|
| 株式会社インフォマート | 監査役会 |
| 監査役 宮澤 等    | ⑩    |
| (常勤)        |      |
| 監査役 大川 恵之輔  | ⑩    |
| 監査役 垣花 直樹   | ⑩    |

(注) 監査役大川恵之輔及び監査役垣花直樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績の向上及び財務体質の強化を図りつつ、個別業績に応じた成果の配分（基本配当性向50.0%）を継続的に行うこと及び中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを配当政策の基本方針としております。

この基本方針にもとづき、当期の期末配当金につきましては、株主還元、安定配当の維持を踏まえ総合的に勘案した結果、1株につき1円86銭で、次のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金1円86銭      総額425,137,589円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年3月26日

### 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役大島大五郎氏は退任されます。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | ながお おさむ<br>長尾 収<br>(1960年1月27日生) | 1982年4月 三井物産株式会社入社<br>2005年7月 株式会社MVC（現：三井物産グローバル投資株式会社） 代表取締役社長<br>2009年10月 三井物産株式会社<br>金融・新事業推進本部 企業投資部長<br>2012年4月 米国三井物産 上席副社長<br>米州本部業務本部長<br>2015年4月 株式会社ホープ 顧問<br>2017年11月 当社顧問<br>2018年3月 当社代表取締役社長（現任）<br>2019年3月 株式会社インフォーマートインターナショナル 董事長（現任） | 13,000株            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2     | ふじた なおたけ<br>藤田 尚武<br>(1968年6月8日生)    | 1992年4月 日産トレーディング株式会社入社<br>1997年7月 シーアイエス株式会社入社<br>2001年1月 当社入社 管理本部長<br>2001年10月 当社取締役<br>2005年1月 当社常務取締役<br>2018年3月 当社代表取締役副社長(現任)                                                                               | 6,811,000株     |
| 3     | ながはま おさむ<br>長濱 修<br>(1967年4月21日生)    | 1994年8月 エス・オー・エム有限会社設立<br>代表取締役<br>2001年9月 当社入社 開発本部長<br>2003年3月 当社取締役<br>2018年3月 当社専務取締役(現任)                                                                                                                      | 3,080,000株     |
| 4     | なかじま けん<br>中島 健<br>(1966年3月31日生)     | 1988年4月 株式会社三和銀行(現:株式会社三菱UFJ銀行) 入行<br>2010年3月 当社入社 取締役<br>2010年10月 当社経営企画本部長<br>2019年1月 当社常務取締役(現任)                                                                                                                | 133,600株       |
| 5     | かとう かずたか<br>加藤 一隆<br>(1942年10月9日生)   | 1999年6月 株式会社ジェフグルメカード<br>代表取締役社長<br>2001年5月 社団法人日本フードサービス協会<br>(現:一般社団法人日本フードサービス協会) 専務理事<br>2001年11月 当社社外取締役(現任)<br>2014年5月 社団法人日本フードサービス協会<br>(現:一般社団法人日本フードサービス協会) 顧問(現任)<br>2020年6月 株式会社ジェフグルメカード<br>取締役会長(現任) | 一株             |
| 6     | おかはし てるかず<br>岡橋 輝和<br>(1949年11月25日生) | 1972年4月 三井物産株式会社入社<br>2006年4月 三井物産株式会社<br>執行役員 関西支社副社長<br>2009年4月 カナダ三井物産株式会社 社長<br>2011年5月 セイコーホールディングス株式会社<br>顧問<br>2012年3月 当社社外取締役(現任)<br>2014年6月 山九株式会社 社外取締役(現任)<br>2016年3月 株式会社マーキュリアインベストメント<br>社外取締役(現任)   | 一株             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>株式数 |
|-------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 7     | かねかわ まき<br>兼 川 真 紀<br>(1964年5月14日生)<br>(※) | 1988年4月 株式会社日本経済新聞社入社<br>1996年4月 弁護士登録（現在）<br>2004年3月 インテグラル法律事務所設立<br>パートナー（現任）<br>2006年12月 内閣府政府広報事業評価基準等検討会<br>委員（現任）<br>2011年8月 総務省独立行政法人評価委員会平和記<br>念事業特別基金分科会専門委員<br>2012年4月 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会<br>特別委員（現任）<br>2013年6月 日本弁護士連合会事務次長<br>2013年7月 総務省独立行政法人評価委員会委員<br>2013年7月 総務省平和祈念事業アドバイザー<br>ード構成員（現任）<br>2016年4月 最高裁判所司法研修所教官（民事弁護） | 一株          |

- (注) 1. (※)は新任取締役候補であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 加藤一隆氏、岡橋輝和氏及び兼川真紀氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、東京証券取引所に対し、加藤一隆氏及び岡橋輝和氏を独立役員として届け出ております。
5. 当社は、東京証券取引所に対し、兼川真紀氏の選任が承認可決された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
6. 社外取締役候補者とした理由及び独立性は次のとおりであります。
- ① 加藤一隆氏は、外食産業における豊富な経営経験並びに業界動向への見識を踏まえ、適任と判断いたしました。
- 岡橋輝和氏は、事業会社における豊富な経営経験があり、適任と判断いたしました。
- 兼川真紀氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた豊富な経験、見識等を有しており、適任と判断いたしました。当社の経営全般に有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ② 社外取締役候補者は、過去5年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
- ③ 社外取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬を除く）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ④ 社外取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

7. 加藤一隆氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって19年4ヶ月となります。岡橋輝和氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。

8. 当社は、加藤一隆氏及び岡橋輝和氏との間で責任限定契約を締結しており、加藤一隆氏及び岡橋輝和氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。その責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、社外取締役がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負う。

9. 当社は、兼川真紀氏の選任が承認された後、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。その責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、社外取締役がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対して損害賠償責任を負う。

10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の役員等である被保険者が判決又は裁定により負担することになる損害賠償金額及び訴訟費用等の損害、並びに当社が被保険者に対して補償する又は補償する義務を負う損害及びその他訴訟等に係る調査費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、保険会社が保険金支払いの対象としない一定の免責事由の定めその他、一定額に至らない損害については填補の対象としておりません。

本議案でお諮りする取締役の再任候補者は既に当該保険契約の被保険者であります。社外取締役の候補者である兼川真紀氏は、本総会で選任されましたら、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、今期中に到来する当該保険契約の期間満了にともない同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役大川恵之輔氏は任期満了により退任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏<br>( 生 年 月 日 ) 名                         | 略 歴 、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所 有 す る<br>当 社<br>の 株 式 数 |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| たきの よしお<br>瀧 野 良 夫<br>(1956年5月11日生)<br>(※) | 1981年4月 株式会社伊勢丹入社<br>2008年3月 株式会社伊勢丹執行役員<br>株式会社三越伊勢丹ホールディングス準備<br>室付<br>2008年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス<br>執行役員営業政策本部店舗運営部長<br>2010年3月 株式会社伊勢丹執行役員営業本部営業政策部<br>長<br>2011年4月 株式会社三越伊勢丹執行役員営業本部<br>伊勢丹立川店長<br>2013年4月 株式会社三越伊勢丹常務執行役員営業<br>本部基幹店事業部伊勢丹新宿本店長<br>2014年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス<br>常務執行役員リスクマネジメント室長<br>2016年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス<br>常務執行役員社長付<br>2016年6月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス<br>常勤監査役 | 一株                        |

- (注) 1. (※) は新任監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 瀧野良夫氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、東京証券取引所に対し、瀧野良夫氏の選任が承認可決された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 社外監査役候補者とした理由及び独立性は次のとおりであります。
- ① 瀧野良夫氏は、事業会社におけるコンプライアンス及びリスクマネジメントについて営業と管理の両側面からの豊富な経験があり、適任と判断いたしました。当社の経営全般に有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - ② 瀧野良夫氏は、過去5年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
  - ③ 瀧野良夫氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  - ④ 瀧野良夫氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

6. 当社は、瀧野良夫氏の選任が承認可決された後、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。その責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、社外監査役がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対して損害賠償責任を負う。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社役員等である被保険者が判決又は裁定により負担することになる損害賠償金額及び訴訟費用等の損害、並びに当社が被保険者に対して補償する又は補償する義務を負う損害及びその他訴訟等に係る調査費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、保険会社が保険金支払いの対象としない一定の免責事由の定めその他、一定額に至らない損害については填補の対象としておりません。

本議案でお諮りする社外監査役の候補者である瀧野良夫氏は、本総会で選任されましたら、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、今期中に到来する当該保険契約の期間満了にともない同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年3月22日開催の第8期定時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額40,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調

整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.02%(10年間に亘り、本譲渡制限付株式の上限となる株数発行をした場合における発行済株式総数に占める割合は0.23%)とその希釈化率は軽微であるから、本譲渡制限株式の付与は相当であると考えております。なお、本議案が承認可決された場合には、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。

#### 【本割当契約の内容の概要】

##### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

##### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

##### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、月例の確定額報酬等及び非金銭報酬等により構成し、業績連動報酬等は支給しない。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、確定額報酬等のみを支給することとする。

また、取締役報酬の内容の決定に関する権限の適切な行使のための措置として、手続の公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置する。指名報酬委員会では、各取締役の報酬に関する事項の協議と、適切な報酬水準であるかの判断を行い、結果を取締役に答申する。

ロ. 取締役の個人別の確定額報酬等の内容についての決定に関する方針

個人別の確定報酬額等については、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とした国内外の類似業種又は同等規模の他企業との比較、及び当社の中長期経営計画を勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、株主総会において承認された総額の範囲内において取締役会にて決定する。

ハ. 取締役の個人別の非金銭報酬等の内容についての決定に関する方針

個人別の非金銭報酬等については、譲渡制限付株式報酬とし、確定報酬額等の年額の10～30%相当を毎年4月を原則として付与する。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とした国内外の類似業種又は同等規模の他企業との比較、及び当社の中長期経営計画を勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、株主総会において承認された総額の範囲内に

において取締役会にて決定する。

譲渡制限は、譲渡制限期間中継続して当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了時点をもって解除する。ただし、任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間満了前に退任した場合には、譲渡制限を解除する株式の数及び解除時期を必要に応じて合理的に調整する。

譲渡制限期間満了前に正当でない理由により退任した場合等には、当社は割当株式を当然に無償で取得する。

## 二．取締役の個人別の報酬等の額につき種類別の割合（比率）の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬額の種類別の割合（比率）については、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とした国内外の類似業種又は同等規模の他企業との比較、及び当社の中長期経営計画を勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、取締役会にて決定する。

（注）変更箇所は下線で示しております。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

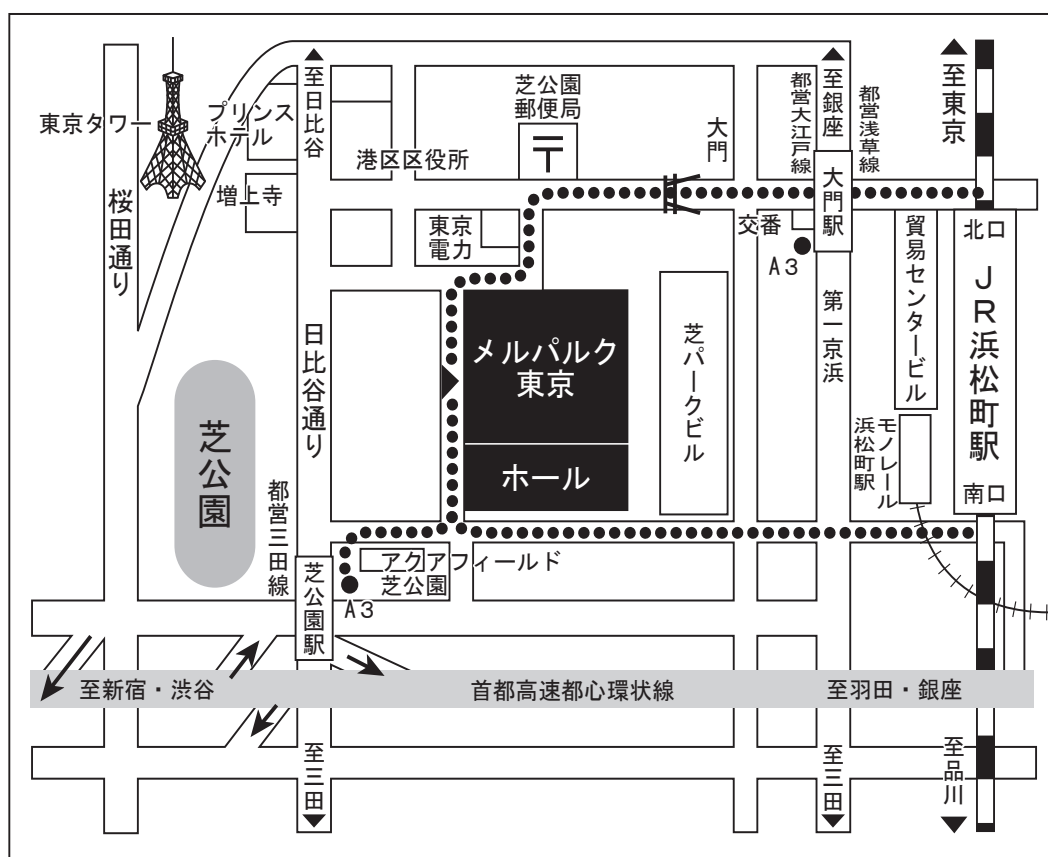
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図

〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパーク東京 5階「瑞雲」

地下鉄：芝公園駅（都営三田線）A3出口 徒歩2分  
大門駅（都営浅草線・都営大江戸線）A3出口 徒歩4分  
JR京浜東北線・山手線：浜松町駅北口又は南口 徒歩8分  
モノレール：浜松町駅（北口） 徒歩8分



※本総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

### <新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

多くの株主様が集まる株主総会は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクがありますので、会場へのご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。株主総会会場において、検温を含め感染予防の対策を講じておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。